

一般社団法人山口県理学療法士会
理学療法学基礎研究等の助成金支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、理学療法また理学療法学の発展のため、特にその基礎となる学問領域における研究等を奨励し、支援するための助成金支給に関する事項について定める。

(助成金支給の対象)

第2条 助成金支給の対象は、原則として山口県理学療法士会に主たる籍を置く会員がおこなう理学療法また理学療法学に関する基礎的な学問領域の研究等とする。

(助成額と件数)

第3条 年間の助成金額は、3万円とする。
2 年間の助成件数は、原則として3件までとする。
3 学会発表にかかる旅費等は別途支給する（JR換算実費分）。

(助成金支給の期間)

第4条 助成金支給の期間は、原則として当年度のみとする。
2 前項にかかわらず、研究の期間が複数年度にわたる場合や、助成金を複数年度にわたって受けようとする場合は、理事会の承認が必要である。

(助成金の申請)

第5条 助成金を受けようとする者は、本会ホームページよりダウンロードした所定の申請用紙に必要事項を記入し、期日までにE-mail、又は郵送にて本会事務局へ申請しなければならない。

(助成金支給の決定)

第6条 助成金支給者の決定は、学術局担当理事・学術研究部員における事前審査の内容と結果を参考に、理事会の議決によりおこなう。
2 学術局における事前審査については、学術局会議において、提出された申請書および関連資料等を厳正に審査の上、その内容と結果を事前審査報告書として理事会に提出するものとする。

(助成金の交付)

第7条 前条に基づいて決定された助成金を受ける者（以下、受給者）への助成金の交付は、その全額を受給者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(承認等の事項)

第8条 受給者は、以下の各号の1に該当するときは、あらかじめ書面をもって申請し、承認を得なければならない。
(1) 助成金支給の対象となった研究等を中止または延期しようとするとき
(2) 助成金支給の対象となった研究等が予定の期間内に終了しないとき
(3) その他、助成金の申請に際して提出した各項の内容に変更があるとき

(受給者の責務)

第9条 受給者は、以下の責務を果たさなければならない。
(1) 助成金支給の対象となった研究等の完了
(2) 助成金の使途に関する記録と領収証等の証拠書類の保管
(3) 翌年の中国ブロック理学療法士学会での発表
(4) 成果を記載した実績報告書の提出（発表後2ヶ月以内）

(出版物等)

第10条 受給者は、助成金支給の対象となった研究等に関連して作成する成果物および新聞、マスコミ等への発表時には、当該研究等が本会の助成金を受けた旨を明記するとともに、そのものの写し等を提出しなければならない。

(助成金支給の取り消し)

第11条 助成金を他の目的に使用した場合、その他会長が不適当と認めたときは、理事会の議決を得て、助成金支給の決定を取り消すことができる。
2 前項による取り消しをおこなう場合は、文書により通知するものとする。
3 前項による取り消しを受けた者で、既に助成金の交付を受けている場合は、取り消し決定通知の日から起算して30日以内にその金額を返還しなければならない。

(委 任)

第 14 条 この規程に定めのない事項については、理事会の議決によりこれを決定する。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程を変更し、また廃止する場合は、理事会の議決を要する。

附則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。